

私たちはボランティア精神のもと
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

会報/市民後見人の会 No. 220

2026年3月21日発行 通巻No.230号
創刊2007年2月23日



発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川成年後見センター分室 3階

TEL : 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の10時～16時の間対応します。)

TEL&FAX : 03-6303-8265

MAIL : npokouken@gmail.com HP : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

◆ 情報交換会 ◆

3月13日、後見部会主催の後見担当者による情報交換会が下記の通り開催されました。

○会場：荏原第5地域センター 第3集会室

○内容：1. 各案件現況報告 2. 活動内容に関する意見交換
3. 最近の案件からの情報共有（成年後見制度の法改正について等）
4. 事務連絡

○進行役：後見部会 鶴岡義彰会員

まず後見活動報告書をもとに、各担当者が案件の現況を報告しました。懸案事項については出席者全員で共有し、対応策などを話し合いました。その後、後見部会の杉山麻里子会員より、成年後見制度の法改正について内容や現時点での動きなどについて、資料を用いて説明がありました。こちらについては、今後も会として動きを見守りながら、内容についてはしっかり把握していく必要があります。事務連絡では、緊急時の連絡について改めて説明がなされました。参加者からの質疑応答も活発に行われ、あっという間に閉会の時間になりました。

～オリエンテーションへの参加のお誘い～

※メールでもご案内します

今年度の市民後見人養成講座は、19名の受講生を迎えていよいよ最終日を迎えます。さて何人の方が入会して下さるのか期待が膨らみます。入会して下さった方、どうか迷っておられる方を対象にオリエンテーションを開催いたしますが、今年は既存の会員方にも参加して頂き、新旧会員の交流の場の一つとしたいと思っております。ぜひ足を運んで頂き茶話会でおしゃべりできたらうれしいです。皆様の参加を心よりお待ちしております。

日 時 2026年4月11日(土)13:15～16:00

場 所 荏原第五地域センター第1集会室

内 容 ①NPO 法人市民後見人の会と品川区社会福祉協議会

②支援員制度について

③後見活動について

④その他(質問タイムあり) その後、茶話会がございます 

参加申込は、4月7日までに渡橋 riewk1109@gmail.com までどうぞ

～2026年度の会費の納入のお願い～

4月より新年度(2026年度)が始まります。4月になりましたら会費の納入をお願い致します

○ゆうちょ銀行以外の金融機関から振込む場合

【店名】〇一八(読み ゼロイチハチ)

【店番】018

【預金種目】普通預金

【口座番号】1625500 【なまえ】トクヒ)シミンコウケンニンノカイ

※ ゆうちょ銀行口座へお振込みください。

※2025年度の会費の納入がまだの方は、お振込みをお願いいたします。

○ゆうちょ銀行から振込む場合

【記号】10140

【番号】16255001

成年後見制度改正 2026 最新ニュース

2026年、成年後見制度は導入から約四半世紀を経て「一生終わらない制度」からの脱却を目指す歴史的な大改正へと動いています。2月12日、法制審議会は民法改正の要綱を答申しました。

改正の3つの大きなポイント

★「終身制」の廃止と途中終了が可能に

これまで原則として本人が亡くなるまで継続した制度が、不動産売却や相続手続きなど特定の目的が完了した段階で終了できるようになります。

★柔軟な「オーダーメイド型」支援への転換

現行の3類型(後見・保佐・補助)を統合・再編し、本人の判断能力や必要性に応じて、必要な期間や範囲に限定して支援を受ける形に変わります。

★後見人の交代や追加が容易に

後見人の選任後でも、状況の変化に応じて別の後見人に交代したり、必要に応じて追加したりすることが柔軟に行えるよう規定が新設されます

★★関連する最新の重要ニュース(2026年2月) 最高裁が「就業制限」を違憲と判断

2026年2月18日、最高裁大法廷は、成年後見制度の利用を一律に欠格事由として警備員などの職を失わせる規定について、「職業選択の自由を侵害し憲法違反である」との初判断を下しました。これは制度利用による不利益(欠格条項)を解消する大きな後押しとなります。

〈今後の予定とお知らせ〉 ※予定はHPからもご覧になれます

- ・研修相談部会会議 3月24日
- ・養成講座 3月28日
- ・後見記帳日 4月1日
- ・事務局会 4月6日
- ・オリエンテーション 4月11日
- ・監事監査 4月17日
- ・理事会・事務局会議 4月20日



東京の桜も19日、開花発表され来週には満開に。季節の変わり目で寒暖差が大きい時期です。日ごとの寒暖差だけでなく、1日のなかでも明け方と日中の気温の差が大きく、体に負担がかかりやすくなります。私も花粉症の症状と風邪で悩ましい毎日です。新年度にむけてしっかり体調を整えて臨みたいと思います。皆様もどうぞお花見が楽しめる元気な毎日をお過ごしください。(編集 渡橋理恵)